

議案第137号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,850人」を「16,500人」に改め、同項第2号中「6,050人」を「5,950人」に改め、同項第3号中「1,600人」を「1,550人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例 (抄)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員 (交通局及び水道局の職員を除く。)

16,850人 (うち2,740人は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第14条第1項の福祉に
16,500人

関する事務所の職員とする。)

(2) 交通局の職員

6,050人
5,950人

(3) 水道局の職員

1,600人
1,550人

(4) - (10) 省 略

2 - 3 省 略